

「会計監査六法 2025 年版」の誤記のお詫びと訂正

2025 年 10 月 28 日

日本公認会計士協会

「会計監査六法 2025 版」（2025 年 3 月発行）の一部に改正の反映漏れがありましたので、お詫び申し上げます。また、次のとおり訂正いたします。

○ 1 法規関係

- 財務諸表等規則（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則）

財務諸表等規則ガイドライン（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について） 278 頁

新	旧
財務諸表等規則ガイドライン （「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について） 平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局 最終改正 <u>令和 6 年 8 月</u>金融庁企画市場局 第 2 編 財務諸表 第 2 章 貸借対照表 第 3 節 負債 第 4 目 雑則 （固定負債の区分表示） 第 52 条 （省 略） 52－1－2 （省 略） <u>52－1－5 規則第 52 条第 1 項第 5 号の長期未払法人税等には、例えば、国際最低課税額に対する法人税等（規則第 95 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する「国際最低課税額に対する法人税等」をいう。）のうち、貸借対照表日の翌日から起算して 1 年を超えて支払の期限が到来するものが含まれることに留意する。</u>	財務諸表等規則ガイドライン （「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について） 平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局 最終改正 <u>令和 6 年 4 月</u>金融庁企画市場局 第 2 編 財務諸表 第 2 章 貸借対照表 第 3 節 負債 第 4 目 雑則 （固定負債の区分表示） 第 52 条 （省 略） 52－1－2 （省 略） （新 設）

52－1－7 規則第 52 条第 1 項第 7 号の引当金については、1 年以内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1 年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が 1 年以内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は 1 年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。

第 3 章 損益計算書

第 6 節 当期純利益又は当期純損失

(当期純利益又は当期純損失)

第 95 条の 5 (省 略)

95 の 5－1－1 規則第 95 条の 5 第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）をいうものとする。

95 の 5－4 規則第 95 条の 5 第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。

第 3 編 第 1 種中間財務諸表

第 2 章 中間貸借対照表

第 3 節 負債

(固定負債の区分表示)

52－1－6 規則第 52 条第 1 項第 6 号の引当金については、1 年以内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1 年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が 1 年以内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は 1 年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。

第 3 章 損益計算書

第 6 節 当期純利益又は当期純損失

(当期純利益又は当期純損失)

第 95 条の 5 (省 略)

95 の 5－1－1 規則第 95 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、住民税及び事業税をいうものとする。

(新 設)

第 3 編 第 1 種中間財務諸表

第 2 章 中間貸借対照表

第 3 節 負債

(固定負債の区分表示)

第 174 条 (省 略)

174－1－3 52－1－5 の取扱いは、規則第 174 条第 1 項第 3 号の長期未払法人税等について準用する。この場合において、52－1－5 中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と読み替えるものとする。

174－1－4 52－1－7 の取扱いは、規則第 174 条第 1 項第 4 号の引当金について準用する。この場合において、52－1－7 中「1 年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して 1 年以内の日」と読み替えるものとする。

第 3 章 中間損益計算書

第 6 節 中間純利益又は中間純損失

第 198 条 (省 略)

198－1－1 95 の 5－1－1 の取扱いは、規則第 198 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税について準用する。

198－4 95 の 5－4 の取扱いは、規則第 198 条第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。

第 4 編 第 2 種中間財務諸表

第 2 章 中間貸借対照表

第 3 節 負債

(固定負債の区分表示)

第 265 条 (省 略)

第 174 条 (省 略)

174－1－3 規則第 174 条第 1 項第 3 号の引当金については、1 年以内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1 年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が 1 年以内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は 1 年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。

(新 設)

第 3 章 中間損益計算書

第 6 節 中間純利益又は中間純損失

第 198 条 (省 略)

(新 設)

(新 設)

第 4 編 第 2 種中間財務諸表

第 2 章 中間貸借対照表

第 3 節 負債

(固定負債の区分表示)

第 265 条 (省 略)

<u>265－１－４ 52－１－５の取扱いは、規則第 265 条第 1 項第 4 号の長期未払法人税等について準用する。この場合において、52－１－５中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と読み替えるものとする。</u> <u>265－１－５ 52－１－７の取扱いは、規則第 265 条第 1 項第 5 号の引当金について準用する。この場合において、52－１－７中「１年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して 1 年以内の日」と読み替えるものとする。</u> 第 3 章 中間損益計算書 第 6 節 中間純利益又は中間純損失 (中間純利益金額又は中間純損失金額) 第 300 条 (省 略) <u>300－１－１ 95 の 5－１－１の取扱いは、規則第 300 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税について準用する。</u> <u>300－４ 95 の 5－４の取扱いは、規則第 300 条第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。</u>	<u>265－１－４ 規則第 265 条第 1 項第 4 号の引当金については、１年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、１年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が 1 年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は 1 年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。</u> (新 設) 第 3 章 中間損益計算書 第 6 節 中間純利益又は中間純損失 (中間純利益金額又は中間純損失金額) 第 300 条 (省 略) (新 設) (新 設)
--	---

● 連結財務諸表規則（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則）

連結財務諸表規則ガイドライン（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について） 405 頁

新	旧
連結財務諸表規則ガイドライン （「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について） 平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局 最終改正 <u>令和 6 年 8 月</u>金融庁企画市場局 第 2 編 連結財務諸表 第 2 章 連結貸借対照表 第 3 節 負債 （固定負債の区分表示） 第 38 条 （省 略） <u>38－1－4 規則第 38 条第 1 項第 4 号の長期未払法人税等には、例えば、国際最低課税額に対する法人税等（規則第 65 条第 2 項に規定する「国際最低課税額に対する法人税等」をいう。）のうち、連結決算日の翌日から起算して 1 年を超えて支払の期限が到来するものが含まれることに留意する。</u> 38－1－<u>6</u> 規則第 38 条第 1 項<u>第 6 号</u>の引当金については、1 年以内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1 年内の使用額を正確に算定できない場合には、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が 1 年以内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は 1 年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。 第 3 章 連結損益計算書 第 6 節 当期純利益又は当期純損失	連結財務諸表規則ガイドライン （「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について） 平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局 最終改正 <u>令和 6 年 4 月</u>金融庁企画市場局 第 2 編 連結財務諸表 第 2 章 連結貸借対照表 第 3 節 負債 （固定負債の区分表示） 第 38 条 （省 略） （新 設） 38－1－<u>5</u> 規則第 38 条第 1 項<u>第 5 号</u>の引当金については、1 年以内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1 年内の使用額を正確に算定できない場合には、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が 1 年以内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は 1 年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。 第 3 章 連結損益計算書 第 6 節 当期純利益又は当期純損失

(当期純利益又は当期純損失)

第 65 条 (省 略)

65－1－1 規則第 65 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）をいうものとする。

65－6 規則第 65 条第 6 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。

第 3 編 第 1 種中間連結財務諸表

第 2 章 中間連結貸借対照表

第 3 節 負債

(固定負債の区分表示)

第 144 条 (省 略)

144－1－3 38－1－4 の取扱いは、規則第 144 条第 1 項第 3 号の長期未払法人税等について準用する。この場合において、38－1－4 中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

144－1－4 38－1－6 の取扱いは、規則第 144 条第 1 項第 4 号の引当金について準用する。この場合において、38－1－6 中「1 年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して 1 年以内の日」と読み替えるものとする。

第 3 章 中間連結損益計算書

第 6 節 中間純利益又は中間純損失

(当期純利益又は当期純損失)

第 65 条 (省 略)

65－1－1 規則第 65 条第 1 項第 1 号に規定する法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、住民税及び事業税をいうものとする。

(新 設)

第 3 編 第 1 種中間連結財務諸表

第 2 章 中間連結貸借対照表

第 3 節 負債

(固定負債の区分表示)

第 144 条 (省 略)

(新 設)

144－1－3 38－1－5 の取扱いは、規則第 144 条第 1 項第 3 号の引当金について準用する。

第 3 章 中間連結損益計算書

第 6 節 中間純利益又は中間純損失

(中間純利益又は中間純損失)

第 170 条 (省 略)

170-1-1 65-1-1 の取扱いは、規則第 170 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税について準用する。

170-7 65-6 の取扱いは、規則第 170 条第 7 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。

第 4 編 第 2 種中間連結財務諸表

第 2 章 中間連結貸借対照表

第 3 節 負債

(固定負債の区分表示)

第 251 条 (省 略)

251-1-4 38-1-4 の取扱いは、規則第 251 条第 1 項第 4 号の長期未払法人税等について準用する。この場合において、38-1-4 中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

251-1-5 38-1-6 の取扱いは、規則第 251 条第 1 項第 5 号の引当金について準用する。この場合において、38-1-6 中「1 年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して 1 年以内の日」と読み替えるものとする。

第 3 章 中間連結損益計算書

第 6 節 中間純利益又は中間純損失

(中間純利益又は中間純損失)

第 282 条 (省 略)

282-1-1 65-1-1 の取扱いは、規則第 282 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税について準用する。

(中間純利益又は中間純損失)

第 170 条 (省 略)

(新 設)

(新 設)

第 4 編 第 2 種中間連結財務諸表

第 2 章 中間連結貸借対照表

第 3 節 負債

(固定負債の区分表示)

第 251 条 (省 略)

(新 設)

251-1-4 38-1-5 の取扱いは、規則第 251 条第 1 項第 4 号の引当金について準用する。

第 3 章 中間連結損益計算書

第 6 節 中間純利益又は中間純損失

(中間純利益又は中間純損失)

第 282 条 (省 略)

(新 設)

<u>282－7 65－6 の取扱いは、規則第 282 条第 7 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。</u>	(新 設)
---	-------